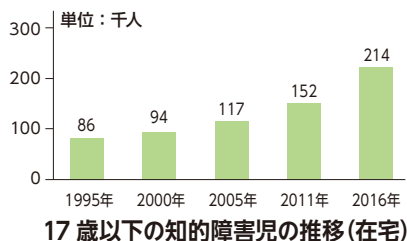
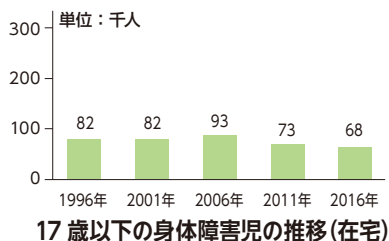


小児期における障がいの現状

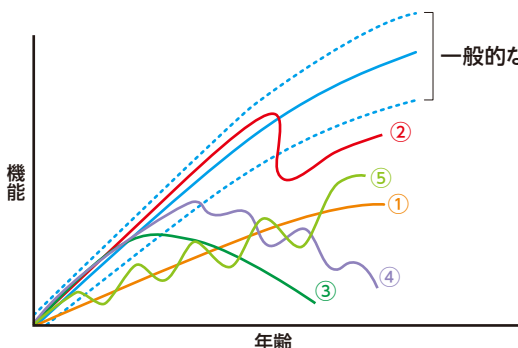
我が国においては、身体や知的に障がいのある方が増加しており、17歳以下の子どもについては、特に知的な障がいのある方が増加しています。障がいのある子どもは発達途上であるため、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人のニーズを把握し、適切な治療及び必要な支援を行う必要があります。



引用：内閣府資料

小児期に生じる疾患と発達への影響

小児期に生じる疾患とそれに伴う障がいはさまざまであり、小児の発達はその疾患特性や症状の経過に大きく影響されます。



障害が生じる疾患の自然経過

引用・改訂：小児理学療法学(中山書店)

- ①発達がゆっくりな疾患
- ②急激な機能低下後、再びゆっくりと発達する疾患
- ③機能がゆっくりと低下する疾患
- ④寛解・増悪を繰り返しながら退行する疾患
- ⑤寛解・増悪を繰り返しながら発達する疾患



それぞれの疾患によって生じる機能の障がいに加えて、それがどのような発達時期に起きているのかを考えた発達支援が重要です。

理学療法の対象

理学療法の対象となる小児疾患は多岐に渡ります。運動の発達や知的な発達の問題を含めて、さまざまな疾患で生じる障がいに対して理学療法を提供します。



脳や神経の問題

- ・脳性麻痺
- ・頭部外傷
- ・脳炎後遺症
など



骨や関節の問題

- ・二分脊椎
- ・ペルテス病
- ・骨形成不全症
- ・骨折
など

発達障害

- ・自閉症スペクトラム障害
- ・注意欠如・多動性障害
- ・学習障害
- ・発達性協調運動障害
など

遺伝的な問題

- ・筋ジストロフィー症
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・ダウン症
など

その他

- ・早産・低出生体重
- ・重症心身障害
- ・先天異常
- ・臓器移植後
- ・スポーツ障害
など



心臓や肺の問題

- ・新生児慢性肺疾患
- ・呼吸窮迫症候群
- ・先天性心疾患
- ・呼吸障害
など

理学療法士が関わる施設

●こども病院・小児の専門病院

小児専門医が関わり、小児リハビリテーションを積極的に行う医療施設

●総合病院・リハビリテーション病院

複数の診療科をもつ規模の大きい医療施設

●特別支援学校

障がいのある幼児・児童・生徒が通う学校

●診療所（クリニック・医院）

小児科や整形外科などでリハビリテーションを提供している小規模の医療施設

●児童発達支援センター

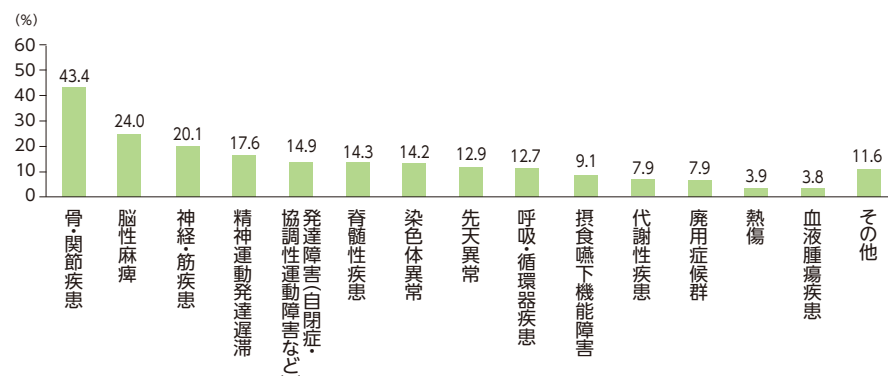
障がいのある未就学児に対して個々に適した支援を行う施設

●訪問看護ステーション

在宅で医療的ケアが必要な子どもに対して訪問看護（リハビリテーションを含む）を行う事業所

●放課後等デイサービス

障がいのある児童・生徒に対して放課後や長期休暇に支援を行う事業所



医療機関における小児理学療法の対象疾患の割合

(平成28年度日本理学療法士協会 職能に資するエビデンス研究 小児リハビリテーション実態調査 報告書)

ライフサイクル別の領域

新生児期や乳児期に起こった障がい将来に渡って、日常生活に影響を及ぼします。各ライフステージにおいて、適切な対応が求められます。

